九　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
備考　表中の「　」の記載は注記である。	
［二　略］	［二　同上］
［二四～四七　略］	［二四～四七　同上］
	埼玉県　五〇　九・六 南埼玉郡　一二・三 白岡町　高岩、新白岡一丁目 久喜市　太田袋、北青柳、下早見、東六丁目、南二丁目、南一丁目
一　電気通信業務障害防止区域	一　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）		
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）				

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）		
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）				
［一～六　略］				［一～六　同上］
七　削除				七　㈠　宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目四番地一号（一〇一・二〇）　〇・〇〇　五・二〇　五〇　宮城県仙台市宮城野区、五輪一丁目、宮城野二丁目、宮城野三丁目、萩野町一丁目、萩野町二丁目、萩野町三丁目、宮千代三丁目 ㈡　宮城県仙台市若林区荒浜字谷地中林十四番地二の内（三三・七〇）　若林区、卸町一丁目、卸町二丁目、大和町五丁目、六丁の目、元町、蒲町、蒲町字東、伊佐字前通、伊佐字屋敷、伊佐字南通、伊佐字土府、伊佐字南